

中高層集合住宅（直読式）における各戸メーター設置基準

1 各戸メーター周辺の工事施工について

メーターの設置に関しては、検針及びメーター取替業務に支障のない場所を確保し、メーターの維持管理が容易に出来るようにすること。工事施工は、安城市水道事業指定給水装置工事事業者にて行うこと。

2 各戸メーターの設置について

- (1) メーターの設置場所は、各戸のパイプシャフト内とする。ただし、パイプシャフト内に設置できない場合は、水道工務課と協議すること。
- (2) パイプシャフト内には、計量に影響を及ぼすような器具を設置しないこと。
また、他の配管、機器などにより検針及びメーター取替業務に支障のないようにすること。
- (3) メーターは、メーターユニット（安城市仕様、メーター口径φ13mmからφ25mm）を使用し設置すること。メーターユニットは、床面にアンカーボルト等で固定し、止水栓ハンドルが手前側になるように設置すること。
- (4) メーターはメーターユニット上に水平に設置し、パイプシャフト扉と平行になるようにすること。
- (5) メーターユニット上・下流側の接続は、絶縁フレキシブル管を設置すること。
ただし、下流側がポリブテン管の場合は設置しなくてもよい。
- (6) パイプシャフト内の配管には振れ止めを設置すること。
- (7) メーターに凍結防止カバーの設置をすること。また、凍結防止カバーの設置に際し、メーターの取替え、検針作業及び止水栓の操作が容易に行えるようにすること。
- (8) パイプシャフト内に複数メーターを設置する場合、凍結防止カバーの取付け取外しや検針作業に支障のないメーター間の離隔を十分にとること。
- (9) パイプシャフト内の底面は、廊下側に勾配を施し、排水が出来るようにすること。
- (10) パイプシャフトの扉は、検針等の支障にならないよう常時開閉できるようにすること。
- (11) パイプシャフト内の寸法及びメーターまわりに必要な空間は、図-1を標準とする。
- (12) パイプシャフトを構築しない場合においても、上記(1)～(11)の要件を満たすこと。

3 共同使用水栓について

散水栓及びチェック水栓等の共同使用水栓は、共用メーターを通過させること。
また、地下にチェック水栓、給水施設等が存在する場合、メーターは地上で検針しやすい場所に設置することとする。

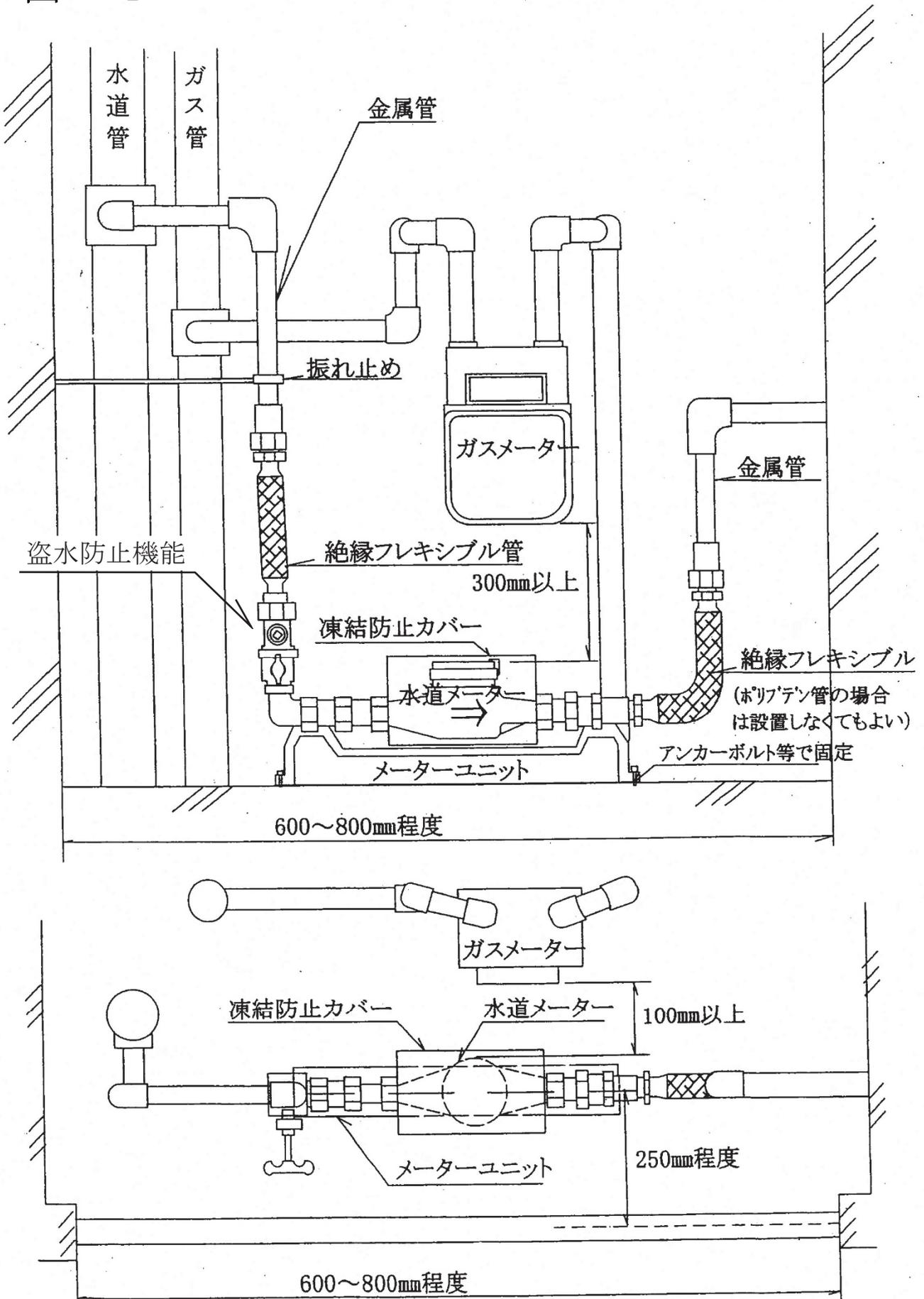
4 集会室、管理人室の扱いについて

集会室、管理人室に水栓がある場合は、メーターを設置すること。ただし、居住を目的とする管理人室を除き、他の共同使用水栓を通じて1つのメーターとすることもできる。

5 消火用水槽の扱いについて

消火用水槽へ給水するためのメーターは設置しないこと。ただし、消火用水槽以外への系統には接続しないこととする。

図 1



事務手順

設計相談

申込みの前に各戸検針サービスの取扱いが可能かどうかの打ち合わせを行います

現場確認（改造の場合）

改造の場合は、職員が現場確認を行い、市メーターへの切替が可能か判断します。

事前協議書の提出

給・導水装置の工事計画及び設計の段階において、図面等を提出して、事前に協議を行います。工事については、市指定給水装置工事事業者へ申し込みください。

給・導水装置工事申込み・
承認申請書の提出

給・導水装置の工事の施工にあたり、給水装置新設等申込書、設計図書等を提出していただきます。同時に承認申請書（既設の分譲集合住宅の場合は、所有者全戸の同意書）を提出していただきます。

各戸装置の中間検査

各戸装置工事の中間検査を行います。
施工前に着手届および工程表を提出していただきます。

給・導水装置工事完了届の提出

給水装置工事完了届の提出をしていただきます。

市メーターの取材

市からメーターを受け取り、取り付けます。（ご依頼の市指定給水装置工事事業者の施工となります。）

契約書・各戸メーター設置
完了届の提出

契約書（2通）、各戸メーター設置完了届等を提出していただきます。

給・導水装置の完了調査

給・導水装置の完了検査を行います。

契約の締結

給・導水装置の検査合格後、「中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱契約」を締結します。

各戸検針取扱の開始

契約締結後、使用開始の申込みを受け付けます。